

日本学生支援機構貸与奨学金返還手続きについて

配付物の確認

- ① 返還確認票
- ② 返還のてびき (ダイジェスト版)
(以下、てびき)

「返還確認票」の記載内容に間違いがないか確認

(返還確認票は返還完了まで保管する)

以下の事項に**変更の希望**がある場合

- ・利率の算定方法 (第二種のみ)
- ・返還方式 (第一種かつ機関保証のみ)

締切：2024年11月21日(木)その他の**変更届出** (本紙 P2 参照)**締切：2024年12月2日(月)**スカラネットパーソナルから
リレー口座 (本人名義) の登録**締切：2024年12月2日(月)**

登録しないと返還(口座振替)ができず滞納扱いとなり、不利益を被る可能性があります(てびき P8)

返還開始！

リレー口座から**毎月27日**に引落とし

(月賦半年賦併用返還の人は上記月賦分の返還に加え、1月と7月の27日に半年賦分の引落としもあります。)

2025年3月貸与終了者の**返還開始(初回引落日)**は**2025年10月27日**です。

- ✓ 返還確認票の氏名に間違いはないか？
- ✓ 複数の奨学金を利用している人は、**奨学金の種類ごとに返還確認票があるか？**



※返還のてびきは詳細版もあります→

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/houhou/flow/tebiki.html>

- ✓ **借入金額・貸与状況などの印字内容**を確認。
- ✓ 連帯保証人・保証人が記載されている人は、その方々にも必ず確認してもらうようにしてください。

※今回配付の返還確認票は2024年9月初旬に発行されたものです。それ以降借入金額等の変更手続きをした場合は、その内容を反映した返還確認票を後日お渡します。

「利率の算定方法」…利率固定方式 または 利率見直し方式

「返還方式」…定額返還方式 または 所得連動返還方式

- ✓ **変更(訂正)手続きの詳細**については本紙 P2 を参照。

※スカラネットパーソナルで登録できない口座

- ・本人以外の名義の口座
- ・取扱対象外の金融機関 (てびき P1) の口座

の場合は、加入申込書を記入・提出(学生生活支援課窓口)。

- ✓ 留年者、大学院等進学者、一括返還を予定している者、「特に優れた業績による返還免除制度」への申請予定者も必ず登録してください。

※「返還確認票」の金額が0円の場合は登録不要。

- ✓ 貸与終了後、進学や留年等で引き続き在学する期間の返還猶予を希望する場合は、**スカラネットパーソナルから在学猶予願**の提出が必要です(本紙 P2,3 参照)。

- ✓ 在学猶予願を提出した後に、早期卒業・退学等で在学期間が短くなった場合は、必ず在学中にスカラネットパーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出して下さい。

- ✓ 救済制度・返還支援・返還免除等の返還に関する制度については本紙 P2 参照。

各種変更手続きについて

締切：2024年11月21日(木)

対象者	変更(訂正)内容	貸与中 (大学へ提出)	貸与終了後 (日本学生支援機構へ提出)
奨学生本人	利率の算定方法	第二種奨学金「利率の算定方法」変更届	大学締切(11/21)後は、変更不可
	返還方式 (第一種かつ機関保証のみ)	第一種奨学金返還方式変更届	大学締切(11/21)後は、所得連動方式→定額返還方式の変更は不可
	現住所	住所変更届 (※2019年度以降採用者でマイナンバー提出済の場合は届出不要)	スカラネットパーソナルから変更 (2025年3月中旬以降)
	改姓	改氏名届	
	電話番号・勤務先	(貸与中は届出不要)	スカラネットパーソナルから変更 (貸与終了後)
連帯保証人・保証人 本人以外の連絡先(機関保証)	住所 (貸与中の場合、連帯保証人・保証人：住民票住所の変更時に届出必要 本人以外の連絡先の人物：現住所の変更時に届出必要)	住所変更届	スカラネットパーソナルから変更 (2025年4月中旬以降) (貸与終了後の場合、連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先の人物：現住所の変更時に届出必要)
	改姓人物	連帯保証人・保証人等変更届	「連帯保証人変更届」等及び必要書類を日本学生支援機構へ郵送
	電話番号・勤務先	(貸与中は届出不要)	スカラネットパーソナルから変更 (貸与終了後)

※大学へ提出する変更手続きの様式は愛媛大学HPに掲載しています。必要添付書類とともに提出してください。

<https://www.ehime-u.ac.jp/entrance/scholarship/> ホーム>大学生活>授業料・奨学金・入学料>奨学金制度>【貸与奨学金】日本学生支援機構

締切：2024年12月2日(月)

返還に関する制度について

奨学生本人が経済困難等の事情により返還が困難となった場合の救済制度(てびき P6)

減額返還…当初約束した返還月額を減額し、返還期間を延ばして返還する制度(所得連動返還方式では不可)。
返還期限猶予…一定期間返還を猶予(先送り)することができる制度。

在学猶予…貸与終了後、進学や留年等で引き続き在学する場合、在学期間中の返還を猶予する制度(てびき P6)。

繰上返還…返還に余裕がある場合に、全額または一部を繰り上げて返還できる制度(てびき P9)。

返還支援…地方公共団体や企業等が、奨学金の返還額の一部または全部を支援する取り組み(てびき P7)。

返還免除…以下の場合、願出により返還が免除されることがあります(てびき P9)。

- ・奨学生本人が亡くなった場合
- ・奨学生本人が精神または身体の障害により返還が出来なくなった場合
- ・大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた場合

【スカラネット・パーソナルによる在学猶予願出の流れ】

※2025年4月1日～2025年4月30日の間に入力してください。

(大学院奨学金に採用決定し、進学届を入力した人は除く)

①スカラネット・パーソナルにアクセス

スカラネット・パーソナル用 HP (<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>) に直接アクセスする。または、検索エンジンで「スカラネット・パーソナル」と検索する。

②「各種届願・繰上」を選択

③ワンタイムパスワードの取得

④各種届・願出・繰上返還へログイン

取得したワンタイムパスワードを使用して各種届・願出・繰上返還へログイン

⑤誓約事項への同意

⑥在学猶予願出内容の入力 (愛媛大学に在学する場合。他大学等に在学する場合は該当の大学等の奨学金担当窓口で相談してください。)

「学校番号・学校名称」の入力は以下のとおり行ってください。

〈 学 校 種 別 〉 大学を選択 (大学院に進学した場合は大学院を選択)

〈 課程 (通信教育制のみ選択) 〉 選択しない

〈 課程 (大学院のみ選択) 〉 該当する課程を選択

〈 学 校 番 号 〉 108003-00

〈 学 校 名 (カタカナ) 〉 エヒメ

〈 学 校 名 (漢字) 〉 愛媛

※学生証番号は2025年4月現在の学生証番号(数字7桁+アルファベット1文字)を入力してください。

※在学猶予年数について(例)

2025年3月まで受領後留年し、2026年3月卒業予定の場合

最終受領月の翌月(2025年4月)から卒業予定年月までの年数・月数となります。

→年数:1年 月数:0ヶ月

*留年した場合の在学猶予年数は1年です。それ以上留年した場合は毎年4月に在学猶予を申請してください。

※退学等により在学期間が短くなった場合は、「在学猶予期間短縮願」の入力が必要です。

⑦在学猶予願出内容の確認

⑧在学猶予願出完了

⑨転居・改氏名・勤務先(変更)の届出

本人等の情報確認欄で登録内容について「変更あり」を選択した場合は、「各種届・願出・繰上返還選択へ」より登録内容の変更を行ってください。

⑩各種届・願出・繰上返還内容確認

「各種届・願出・繰上返還申込内容」では、提出済みの在学猶予願等の処理状況や詳細を確認することができます。

愛媛大学教育学生支援部
学生生活支援課学生生活支援チーム
〒790-8577
愛媛県松山市文京町3番
TEL: 089-927-9168
MAIL: syougaku@stu.ehime-u.ac.jp